

## 役員報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人松風花道会(以下「当法人」という。)の定款第29条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任されて役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 当法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員に対する報酬月額とは別表第1「常勤役員の報酬額」とおりとし、非常勤役員に対する報酬年額は別表第2「非常勤役員の報酬年額」とおりとする。また、各理事に対する報酬金額は、会長が理事会の承認を得て、別表に記載された金額の範囲内で決定するものとする。各監事に対する報酬金額は、監事の協議により、別表に記載された金額の範囲内で決定するものとする。

- 2 常勤の理事に対する1年間の役員賞与の金額は、「基準日に在職している常勤の理事の報酬月額×2ヶ月」により算出される額を上限とし、会長が理事会の承認を得て、その金額の範囲内で決定するものとする。

- 3 常勤の理事に対する退職手当は、「報酬月額×在職年数×1.5」により算出される額を上限とし、会長が理事会の承認を得て、その金額の範囲内で決定するものとする。

#### (報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、その年額を毎年6月及び12月の2回に分けて支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

#### (費用)

第8条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

#### (公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人松風花道会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

- ・ 会長(常勤役員) 月額5万円までの範囲内